

オンライン診療を受診することが可能な場所について

資料 2 - 1

オンライン診療を受診することが可能な場所は、「医療提供施設」「居宅等」のいずれかである。

医療提供施設

患者への医療サービスの提供を目的とする施設

要件：多数の患者への医療の提供に適切な場として、衛生水準を担保しているか

居宅等

医療提供施設外で個々の患者が医療を受ける必要がある場所

場所要件①：療養生活を営む場所
(=社会通念上、医療を受けるにあたり適切な環境が担保されると考えられる場所)

場所要件②：オンライン診療を受診するにあたり適切な環境が担保されると考えられる場所
(プライバシーの確保等)

(診療計画策定、本人確認等)

特にオンライン診療の受診の場として満たすべき条件

オンライン診療に必要なプロセス

医療を受ける場として満たすべき一般的条件

特にオンライン診療の受診にあたり満たすべき条件

オンライン診療の適切な実施に関する指針に記載

オンライン診療の受診場所について、上記の要件に該当するか検討が必要。

(参考) 「居宅等」の範囲について

(オンライン診療の適切な実施に関する指針抜粋)

- 「療養生活を営むことができる場所については、オンライン診療であるか否かにかかわらず、既に、患者及びその家族等の状態や利便性等を勘案した判断を行っている」
- 「③患者の所在として認められる例 患者の日常生活等の事情によって異なるが、患者の勤務する職場も療養生活を営むことのできる場所として認められうる。」

(第196回国会 衆議院 予算委員会第五分科会 第2号 平成30年2月26日)

○武田政府参考人 (略) 医療の提供の場所につきましては、医療法で規定をしております。医療法上、医療は、病院等の医療提供施設や医療を受ける者の居宅等で提供されなければならないというふうにされております。御指摘のデイサービスでございますけれども、デイサービスを行う場所につきましては、医療提供施設ではなく、また、患者が一時的に滞在するのみであるという性質に鑑みれば、医療の提供が認められている患者の居宅等の療養生活を営むことができる場所となかなか言いがたいところがございます。デイサービスでの訪問歯科診療を認めることについては慎重な議論が必要ではないかというふうに考えているところでございます。